

令和6年度第2回大田区入札監視委員会次第

令和6年12月16日（月）

13時～15時

大田区役所9階 入札室

1 開 会

2 副区長挨拶

3 委員紹介

4 議 事

（1）委員長選出

（2）職務代理者指名

（3）指名停止措置の状況 資料1

（4）令和6年度上半期工事請負契約の概要

（資料2-1～2-2）

（5）令和6年度上半期工事請負契約抽出案件

（資料3～8）

（6）その他

5 事務連絡

6 閉 会

令和6年度第2回大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	令和6年12月16日（月） 午後1時～3時
場所	大田区役所本庁舎9階入札室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局（説明者）	川野副区長、中澤総務部長、武藤経理管財課長、 浅野施設保全課長、小池施設調整担当課長、谷田川建設工事課長、池田契約担当係長、浦田契約担当係長、田尾契約担当係長
議事概要	1 開会 2 副区長挨拶 3 委員紹介 4 議事 （1）委員長選出 （2）職務代理者指名 （3）指名停止措置の状況 （4）令和6年度上半期工事請負契約の概要 （5）令和6年度上半期工事請負契約抽出案件 （6）事務局報告 （7）その他 5 閉会
審議の対象とした期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日 （合計181件） 制限付一般競争入札99件 総合評価落札方式入札17件 希望制指名競争入札3件 指名競争入札11件 随意契約51件
提出された報告資料	資料1 指名停止一覧 資料2－1 入札契約方式別発注工事総括表 発注工事一覧表 資料2－2 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第2回入札監視委員会入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書 別紙1 大田区建設工事総合評価落札方式（特別簡易型） 試行要綱改正関係書類
審議した事案	抽出事案計5案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり 大田区建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱の一部改正について
主な意見・質疑回答等	別紙のとおり

令和6年度第2回大田区入札監視委員会 議事概要（別紙）

1 指名停止措置状況

資料1（参考資料1、参考資料2）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○参考資料1で、「大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他機械設備工事（I期）」に係る指名停止理由の3件の事故のうち、2件については理由が記載されていたが、3件目はどのような事故だったのか伺いたい。 ○指名停止期間は一工事ごとに全体で考えるのか、それとも件数ごとに考えるのか。 ○大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱では、「指名停止を受けた後3年を経過するまでの間に再び指名停止の要件に該当することになった場合は、通常の措置よりも延長して指名停止期間を定めることができる」と定めている。当該工事で指名停止になった共同企業体3者のうち、日本装芸株式会社は今年8月にも別件で指名停止をされているが、指名停止期間を定める時に考慮に入れたのか。 ○3件目の過失の責任の所在が明らかになり再度指名停止を行うとしたら、今度は同じ案件での処分となる。場合によっては指名停止期間は3か月よりも延長されるのか。	○当該工事において、3件の事故が短期間の間に発生しました。3件目の事故は、雨水利用貯留槽から雑用水槽に送水するための水中ポンプを稼働するにあたり、一定の水位に達した場合にポンプを自動で停止させる制御装置（フロートスイッチ）が未施工のまま水中ポンプが稼働したことによって起こった事故です。水中ポンプを含むスイッチの操作盤の誤操作により水中ポンプが起動し、フロートスイッチが取り付けられていないことで給水が止まらず、雑用水槽から漏水するに至りました。本件については誤操作に対する明確な責任の所在の特定には至らなかったため、事象が明らかになっている1件目と2件目について成績不良で指名停止としました。 ○工事成績点は最後に工事が終わった後に出るものになるため、一工事ごとに全体で判断します。 ○今回の案件については、3者による共同企業体であったため、全体の工事についてどこがどのように受け持ったのかを明確に分けることができず、当該事故の責任を特定の1者のみに負わせることができません。また、前回指名停止になった案件とも異なる事案であるため、日本装芸株式会社のみを特に延長することはせず、指名停止期間は3者とも3か月としました。 ○判明した状況により、指名停止措置期間を検討していくことになります。

2 令和6年度上半期工事請負契約

資料2-1・2-2

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○昨今、原材料費や人件費高騰の影響で建築にかかる費用が大変上がっていると聞いているが。 ○制限付一般競争入札の「大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築及び大規模改修電気設備工事」は、大規模かつ多額の費用がかかる工事であるが入札参加者は1者であった。理由として考えられることがあれば伺いたい。 ○資料2-2「競争入札における工種別平均落札率の状況」を見ると、例年に比べて今年度の落札率が上がっている。要因として考えられることがあれば伺いたい。	○工事費全体が上がっています。資料にある契約金額は発注時の単価になりますので、上昇分はその都度反映して工事費を算定しています。 ○共同企業体で募集したことが原因の一つと考えられます。他の大規模工事ですらない案件に関しては複数の参加があったため、応札を希望する事業者ができるだけ多くなるよう今後も引き続き検討してまいります。 ○大田区では今まで、区独自の最低制限価格を設定する計算式を使用していましたが、令和6年1月1日から告示する入札案件については、中央公契連モデルという国の基準に準拠するよう変更しました。一部の特殊な案件を除いて、従来の90%から92%が競争の範囲になりましたので、前年に比較すると全体的に落札率が上がっています。

3 令和6年度上半期工事請負契約抽出案件

事前に当番委員が抽出した5案件一覧（資料3）

（1）制限付一般競争入札案件（1件）

○ 大田区立入新井第二小学校仮設校庭整備工事 （資料4）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○校庭整備工事ということだが、工事の概要を伺いたい。	○本工事は、古くなった既存の校舎を解体し、解体した校舎があった所に新校舎棟を建てる期間中に使うための校庭を整備する工事になります。工事中は子どもたちの遊ぶ場所がなくなるため、現在のプール棟を壊してアスファルトと人工芝を敷設し、仮の校庭として整備します。この校庭は校舎の改築中にのみ使ってもらうためのもので、学校全体の工事が終われば最終的に広い校庭が改めて整備される予定となっています。
○ 入札経過調書を見ると、最低制限価格が予定価格の約1割、92%であった。予定価格の1割を切ると最低制限価格未満として失格になるのはいささか厳しいのではないか。	○先ほどの「令和6年度上半期工事請負契約」でご説明した通り、大田区独自で最低制限価格を設定していたものを、令和6年1月1日から国の基準である中央公契連モデルにおける計算式に変更しました。入札時にもこの変更と計算式を公表し周知しておりますが、まだ事業者さん側としては慣れない部分もあると思われ、従来よりも高めの金額で入札される傾向があるように感じています。
○入札見積経過調書では「最低制限価格未満」として金額の記載がないが、参考として資料の中に入札価格を示してもらうことはできるか。	○非公表事項になるため、何らかの形でお伝えする方法を検討いたします。

(2) 総合評価落札方式案件（1件）

○ 消費者生活センター受変電設備改修工事（資料5）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○当該工事を受注した永岡電設株式会社は年間を通じて数多くの入札に参加し工事を受注しているが、同時に受注できる件数に制限はないのか。	○同時に受注できる件数に制限はありませんが、建設業法で工事の金額等に応じた技術者の資格を定めているため、現実的には無制限に受注できるというわけではありません。工事によっては兼務が可能な案件もあり、発注時に配置予定の技術者を確認しています。当該事業者は、多数の入札に対応できるだけの技術者がいる事業者であると認識しています。
○入札経過調書の価格評価点が永岡電設株式会社のみ0点になり、その他の入札者は「－」となっているが、どのような意味であるか。	○予定価格を超過した場合は契約ができないため、点数をつけないという意味で「－」と記載しています。
○総合評価落札方式の計算式は国に準拠したものになるのか。	○計算式自体は国が示す最低制限価格の式に準拠しています。ただ、国の指導により総合評価落札方式に最低制限価格を使うことはできないため、それに類する形で計算をし、点数がつかないようにしました。具体的には、安すぎると点数がつかず0点となります。

(3) 希望制指名競争入札（1件）

○ 久が原図書館旧屋外機置き場壁パネル撤去工事 （資料6）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○当該工事は建築工事の中でもパネル撤去を行うだけで難しい工事ではないように思われるが、工事の概要を伺いたい。 ○入札経過調書を見ると、12者で入札を2回行って、予定価格の97.99%でようやく落札をしている。原材料費等があまりかかっていないということであれば人件費の積算にそれほど差が生じるとは考えにくいですが、予定価格が高かったのではないかと。	○現在すでに使われていない室外機置き場のパネルと基礎の撤去を行う工事になり、原材料費等もそれほどかかっておりません。 ○予定価格の設定については、東京都の公表単価を基にして適切に積算しております。

(4) 指名競争入札（1件）

○ 大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（環境対策施設）（資料7）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○当該工事は、1回目の制限付一般競争入札で不成立になり、2回目の指名競争入札で落札された。予定価格は変えたのか。 ○参考資料3・4を見ると、池上建設株式会社は4月2日と4月16日に他の工事入札に対して参加を申し込んだものの、後に辞退している。辞退理由としてはどのようなことが考えられるか。 ○この事例は、4月中に2件辞退が続いた。入札参加者の中で話し合い、「辞退してもらった」という可能性はないか。 ○入札経過調書を見ると、予定価格にかなり近い金額で応札しないと受注できない状況であるため、予定価格を知りたいと考える業者が不適切な接触を図らないとも限らない。契約担当者は定期的に人事異動されるのか。	○2回目の指名競争入札にあたって金額を増額しました。この工事は蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事に伴って喫煙所を設置する工事になりますが、喫煙所が蒲田駅とアロマスクエアの動線上にあるため通勤通学の方が非常に多い場所になります。朝の資材搬入時に混乱する危険性があり、一部作業を夜間搬入に変更しました。その労力を考慮して、2回目の予定金額を増額しました。 ○大田区では、工事件名や概要を公表して応札者を募集してます。その後、書類審査をして技術者の有無等を確認し、指名をする際に内訳や図面をお渡しするので、手挙げの段階では工事内容の詳細が分からなかった可能性があります。また、手挙げしたものの入札期間に技術者が他の工事に携わることになり対応できなくなったといったことも考えられます。 ○辞退された2つの工事は規模が全く異なっているため、図面を見てみたら想定していたものと異なっていたため辞退をされたといった事情も考えられます。指名競争入札についてはこちらがランダムに指名しておりますので、業者側にはどこが指名されているかわからないようになっています。 ○職員の個々の事情にもよりますが、一般職であれば3年から5年、係長は3年程度で異動の対象になります。ご指摘の通り、不適切な意図を持って接触する方がいないとは限らないため、引き続き高い倫理観を持って業務にあたってまいります。

(5) 随意契約（1件）

○ 大森地域庁舎昇降機設備改修工事 （資料8）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
○参考資料3-5によると、区の施設で行った他の昇降機設備改修工事を制限付一般競争入札で行っている事例がある。どのように契約手法を決めているのか。 ○当該工事では、製造メーカーでないと安全を確保した工事が請け負えないためという理由で随意契約をしているが、昇降機の工事は全て当初設備を設置した業者に発注するわけではないのか。	○全面的なリニューアル工事で、どこの業者でもできる工事であると判断される場合は制限付一般競争入札で行います。 ○改修工事の場合は設置業者がほとんど実施することになっています。リニューアルで入れ替える工事の場合、メーカーが変わってもかごの設置ができる場合は原則として入札で行います。